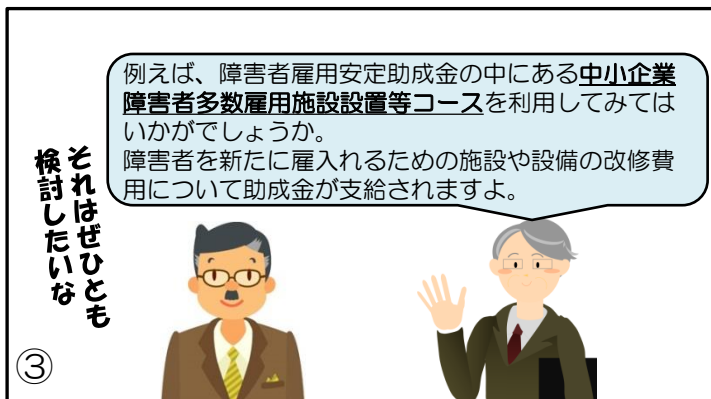
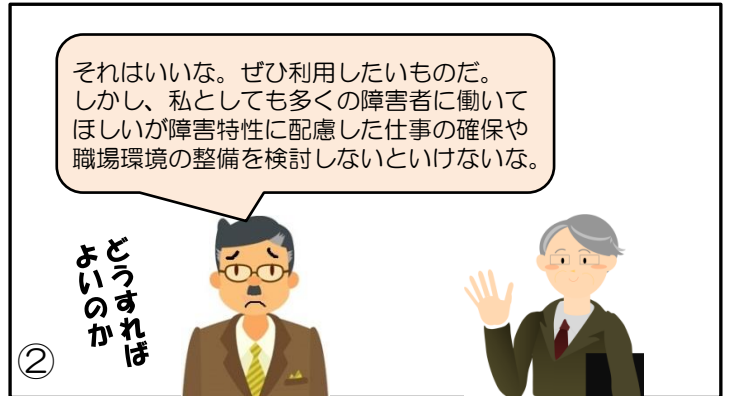


障害者雇用を促進し企業イメージ向上を



～障害者雇用支援に関する工夫～



◇：平成30年4月1日より障害者の法定雇用率が引き上げられ、民間企業の法定雇用率は「2.2%」となりました

取組事例紹介

※印部分：「AICHI WISH企業認定制度」
「設備投資★★」に該当

業種：製造業 従業員数：250名

障害者雇用率が引き上げられたこともあり、障害者雇用を進めたいが、事業所の施設・設備の面で様々な課題があったことから、助成金を活用し、施設のバリアフリー化※に取り組んだ。

<事業所のバリアフリー化に向け、助成金を活用！！>

1. 事業計画を作成し、労働局で認定を受ける
 - 障害者が作業を行う施設の見積もりを複数の業者からとる。
 - 対象者の雇入れに係る面接日の設定等をする。
2. 認定を受けた後
 - 対象労働者の雇入れ
 - 工事の発注、契約、支払 など

【障害者雇用安定助成金】

- 中小企業障害者多数雇用施設設置等コース
- 設置整備に要した費用が4,500万円以上かつ障害者を15名以上雇用することで最大3,000万円の助成金が支給される。

※助成金には達成状況、事業計画内容等、一定の支給要件があります。

- ・助成金等を利用することで、企業の負担を軽減しながら、障害者雇用を行うことができた。
- ・障害者を多数雇用したことにより税制上の優遇措置が受けられた。
- ・障害者雇用を積極的に行うことで、企業イメージが向上し、人材確保につながった。

御社の働き方改革を「働き方改革推進支援センター」は応援します！

そのほかの事例紹介、働き方改革の活用方法等については、「愛知県働き方改革推進支援センター(平成30年度実施機関:愛知県社会保険労務士会)」で相談を受け付けています。

■ 本 部:名古屋市熱田区三本松町3-1

☎0120-868604

✉ hatarakikata@aichi-sr.com

■ 豊橋出張所:豊橋市花田町字石塚42-1(豊橋商工会議所内)

☎0800-200-5262

✉ hatarakikatatoyo@aichi-sr.com